

議案第 16 号

一般職の職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 6 月 2 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)上の新型コロナウイルス感染症の位置付けの変更に伴う人事院規則の一部改正を踏まえ、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した場合の感染症防疫手当の特例を廃止するため、一般職の職員の特殊勤務手当支給条例(平成 10 年君津市条例第 1 号)の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

一般職の職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当支給条例（平成10年君津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則中第3項の前の見出し、同項及び第4項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職の職員の特殊勤務手当支給条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための感染症防疫手当の特例)</u></p> <p><u>3 第4条の規定にかかわらず、職員が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下この項及び次項において同じ。))の患者又はその疑いのある者がいる区域又はいた区域その他新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染された区域又は汚染された疑いがある区域のうち市長が定める区域において、新型コロナウイルス感染症から人の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、感染症防疫手当を支給する。</u></p> <p><u>4 第8条及び別表の規定にかかわらず、前項に規定する感染症防疫手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)とする。</u></p>